

## 佐世保工業高等専門学校資金管理運用委員会要項

(平成16年4月1日制定)

### (設置)

第1 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の資金（運営費交付金、施設整備費補助金、委任経理金及び科学研究費補助金等をいう。以下同じ。）の管理及び運用について審議するため、佐世保工業高等専門学校資金管理運用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 資金の管理及び運用に関すること。
- 二 その他資金の管理及び運用に関し必要な事項。

### (組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事、学生主事、寮務主事
- 三 専攻科長、各学科長
- 四 事務部長
- 五 総務課長、学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員は、校長が委嘱する。

3 第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第6号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4 委員会の委員長は、校長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第6 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

### (事務)

第7 委員会の事務は、総務課において処理する。

### (雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。